

大和川の現状説明



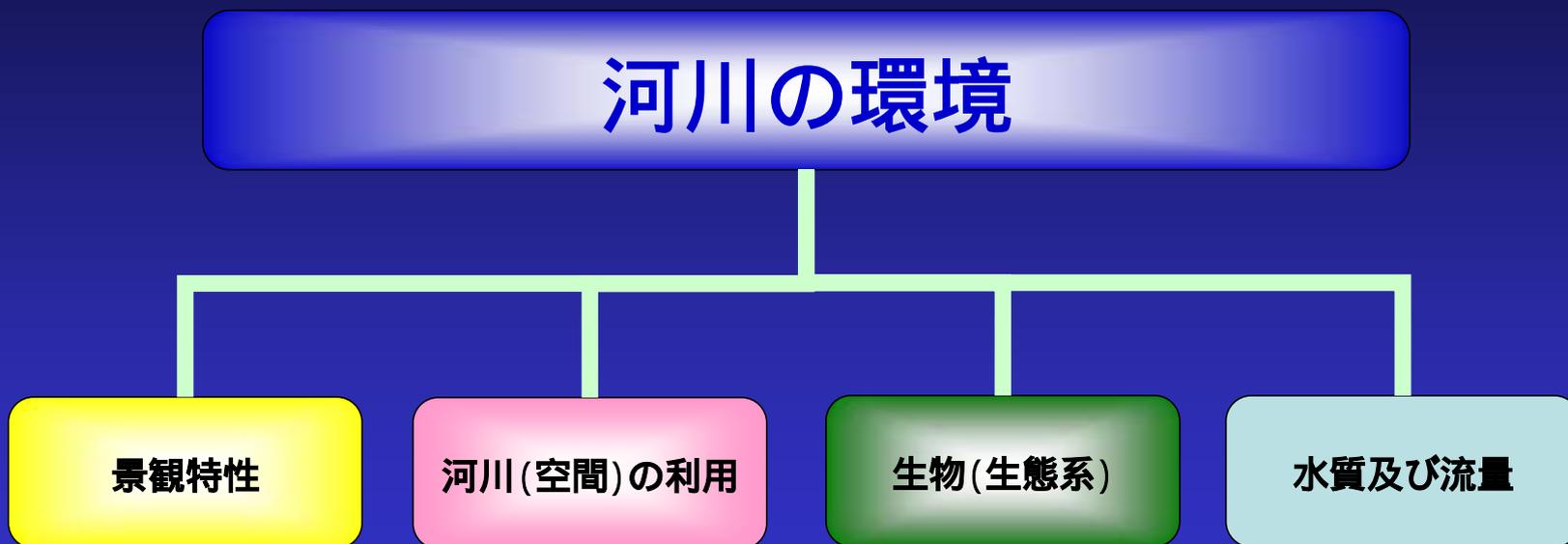
上流から下流を望む
(石川合流点付近)

国土交通省 大和川河川事務所

2-1. 景観特性について

2-1-1. 河川環境(総論)

河川環境は大きくわけて4つの要素から成り立ち、お互い密接な関連性を持っている。



2-1. 景観特性について

2-1-2. 表情

阪神高速大阪湾岸線橋梁の夕景 H15



柏原市役所前の雪景色



西除川合流点付近右岸の桜並木 H15



2-1. 景観特性について

2-1-2. 表情

曾我川合流点付近 H15



杉橋(佐保川)から望む風景 H15



亀の瀬付近の紅葉
H15



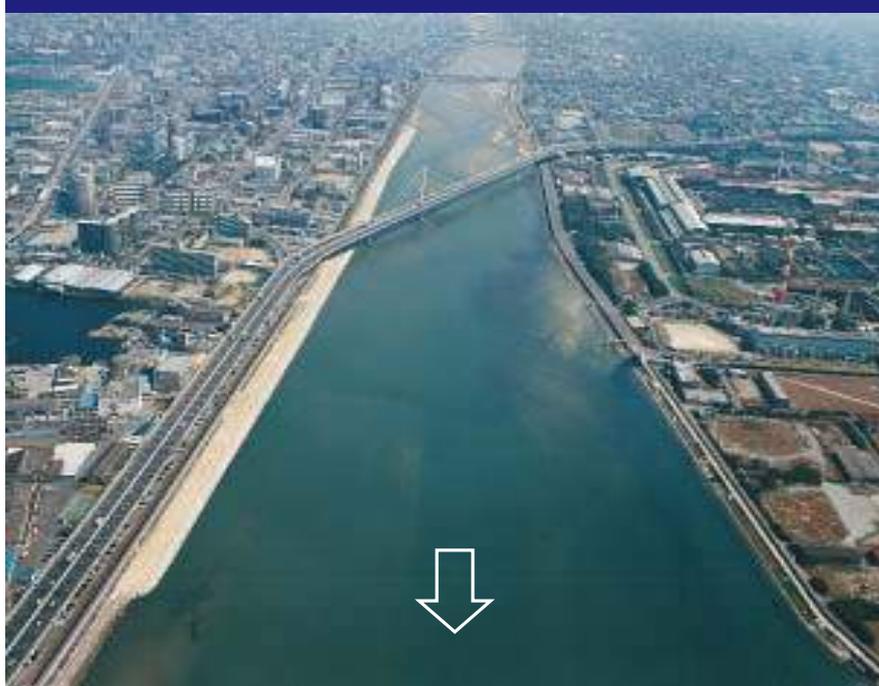
2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

河口付近



・開けた静かな水面



・橋梁が密集
・砂州の形成

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

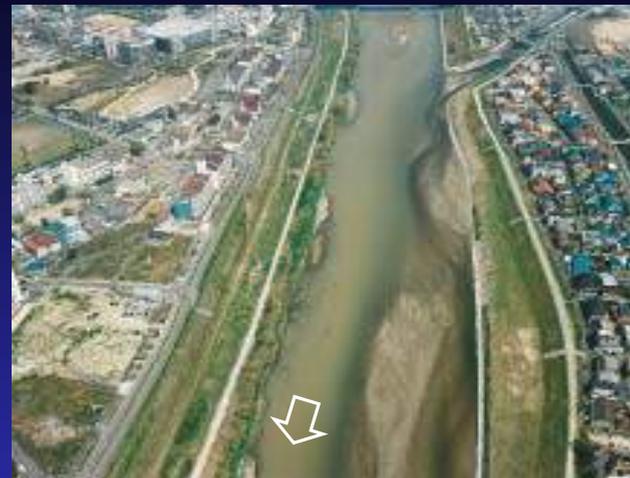
下流域付近1



・高水敷が狭く、直線区間



河川公園等が多く、
利用者が多い
瀬と淵浄化施設が整備



[西除川合流部 H13]



[大正橋付近 H13]

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

下流域付近2



- ・堰堤、浄化施設が帯状に横切る
- ・野草に覆われたオープンスペースで、釣りのスポット



河内橋



- ・上流は河道幅が狭くなる
- ・石川合流点は人々が集まる



[柏原堰堤付近 H13]



[JR第六大和川橋梁付近 H13] 第3回大和川流域委員会

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

亀の瀬付近



- ・変化に富んだ渓谷の景観
- ・渓谷をまたがる橋梁が印象的
- ・植生が森林性である



[亀の瀬 上流を望む H13]



[亀の瀬 上流を望む H13]

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

中流域付近1



- ・蛇行・合流部が多い
- ・すこし高水敷があるが、コンクリート護岸が目立つ



神前橋



多聞橋



[葛下川合流点・王寺付近 H13]



[竜田川合流部付近 H13]

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

中流域付近2



- ・蛇行・合流部が多い
- ・人の集まるスペースが少ない



曽我川合流部上流



大城橋



[新御幸橋・富雄川合流点付近 H13]



[曽我川飛鳥川合流点付近 H13]

2-1. 景観特性について

2-1-3. 景観特性

佐保川付近



- ・川幅が狭く単調
- ・井堰が多く湛水区間多い



三郷橋



稗田橋



[佐保川 井筒橋付近]



[佐保川 稗田橋付近]

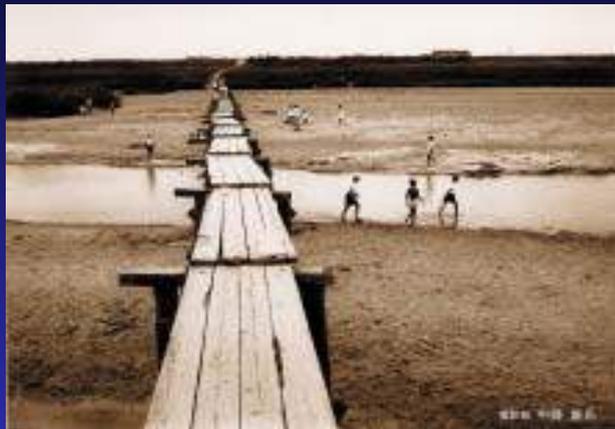
2-2. 河川空間利用について

2-2. 河川空間利用について

2-2-1. 大和川の昔

昭和初年～30年代

明治橋と大正橋の間に架かっていた橋(撮影:中藤譲氏)



河内橋付近の河原(昭和36年頃 提供:柏原市)



水遊びする子供達 柏原堰堤(昭和36年頃 提供:柏原市)

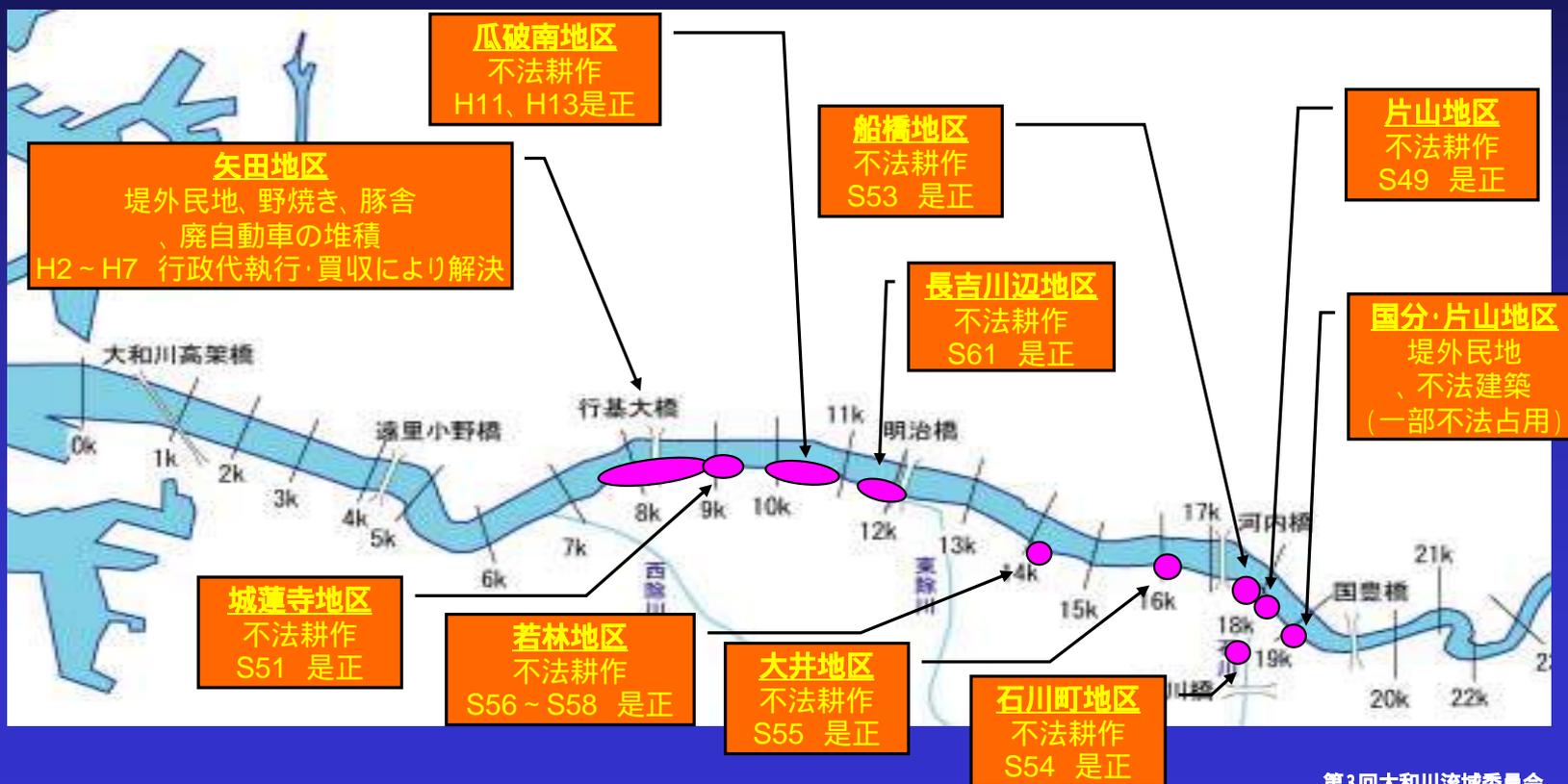


さらし干し作業(昭和36年頃 提供:柏原市)



2-2-2. 過去の不法占用

・河川区域内の土地を占有する場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。
許可なく排他独占かつ継続的に土地等を占有すれば不法占用となります。



2-2-2. 過去の不法占用・不法投棄

・大和川下流の行基大橋付近左岸では、廃自動車や豚舎などの不法占用が見られましたが、是正措置が講じられました。



廃自動車及び豚舎状況



2-2-3. 大和川の今

現在



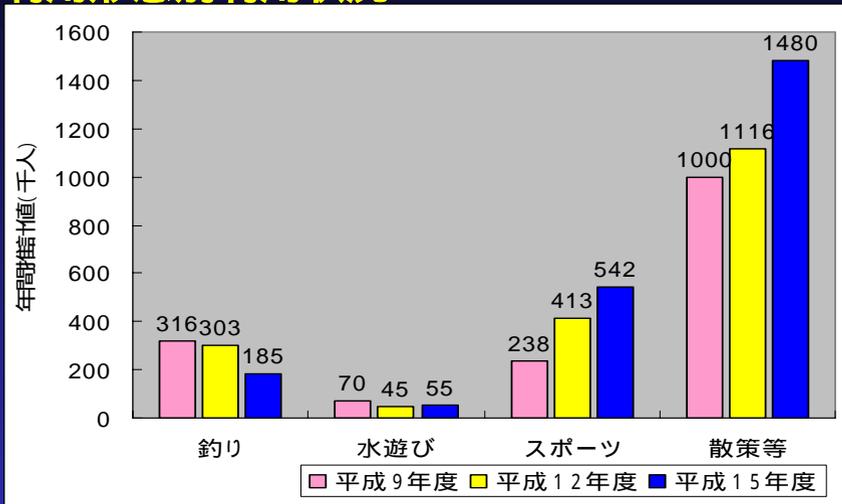
ピクニック(右岸 柏原市役所前)



魚釣り(右岸 明治橋下流)

2-2-4. 河川空間の利用状況

利用形態別利用状況



魚釣り(右岸 河内橋上流)



平成9、12、15年度 大和川河川空間利用実態調査業務

少年野球(右岸 河川敷公園付近)



散歩(右岸 河川敷公園付近)



2-2-4. 河川空間の利用状況

防災訓練(事務所前) H16



総合学習(出前講座) H16



みずウォーク(柏原市役所前) H16



自然観察会 H15



2-2-4. 河川空間の利用状況

河川は、誰でもが自由に使用できる「自由使用」が原則です。しかし、使用形態や周りの状況によっては迷惑行為・危険行為となる場合があります。

ゴルフ練習

河内橋付近



ラジコン

明治橋付近



バギー

左岸 南海高野線鉄橋付近



モトクロス 左岸 河川敷西運動広場付近



2-2-4. 河川空間の利用状況

主なイベント・祭り

| 府県 | 市町村名 | 時期 | 場所 | 名称 | 内容 |
|------|--------|--------------|-----------------|-------------------------|-----------------|
| 大阪府 | 大阪市 | 9月ごろ | 川辺地区河川敷 | 川辺八幡神社秋祭り | 神輿、布団太鼓、花火大会 |
| | 堺市・大阪市 | 7月31日 | 住吉区河川敷 | 住吉大社夏祭り(御渡り) | 神輿 約40年ぶりに今年復活 |
| | 羽曳野市 | 10月ごろ | 石川 | ゴーズ石川(筏下り) | 500m程度の川下り |
| | 富田林市 | 8月ごろ | 石川河川敷 | 市民ふれあい祭 | 特産品バザー・魚つかみ・みこし |
| | 藤井寺市 | 2月ごろ | 大和川堤防 | マラソン大会 | マラソン |
| | 柏原市 | 2月ごろ 8月ごろ | 大和川堤防 大和川河川敷 | 市民健康マラソン大会 河内音頭、花火大会 | マラソン 盆踊り、その他 |
| 奈良県 | 大和高田市 | 4月ごろ | 高田川河岸 | 桜まつり | 花見 |
| | 三郷町 | 2月ごろ | 大和川堤防 | 町民マラソン大会 | マラソン |
| | | 8月ごろ | 大和川河川敷 | 納涼花火大会 | 花火打上げ |
| | 王寺町 | 8月ごろ | 大和川河川敷 | 夏祭り花火大会 | 花火打上げ、その他 |
| 9月ごろ | | 大和川河川敷 | ベルフェスタ | マラソン、その他 | |



川辺八幡神社の秋祭り H15



住吉大社の御渡り H16

2-2-5. 河川空間の利用状況

現在の漁業実態

・現在、大和川では奈良県側のみで1つの漁業権が設定されています。

【大和川水域河川漁業協同組合】

区 域：大阪府・奈良県境から桜井市・田原本町の境までの大和川および佐保川、富雄川、曾我川、飛鳥川、寺川などの各支川。

放 流 種：コイ、フナ、イロゴイ、キンギョ

石川漁業協同組合は平成15年8月末で漁業権が終了した。

大和川河口付近においては、しらすうなぎ等を採捕する漁業が行われている。

漁業権設定区間図



2-2-6. 河川敷公園の利用状況



公園の形態

- ・緑地
 - ・スポーツ公園
 - ・児童施設
- etc

テニス



右岸 河川敷公園

クラブ活動(プラスバンド部) 右岸 柏原市役所前



2-2-7. 河川敷や堤防敷の利用位置図

公園位置図(大阪16箇所、奈良5箇所)



兼用道路(サイクリングロード含む)



2-2-8. 現在の不法占用・不法投棄 現状

- ・畑、住居、倉庫などの不法占用が見られます。
- ・不法投棄あるいは放置された家庭廃棄物が多い状況です。
- ・定期的に撤去作業が行われているが、再び投棄が行われる状況です。



不法占用(畑)



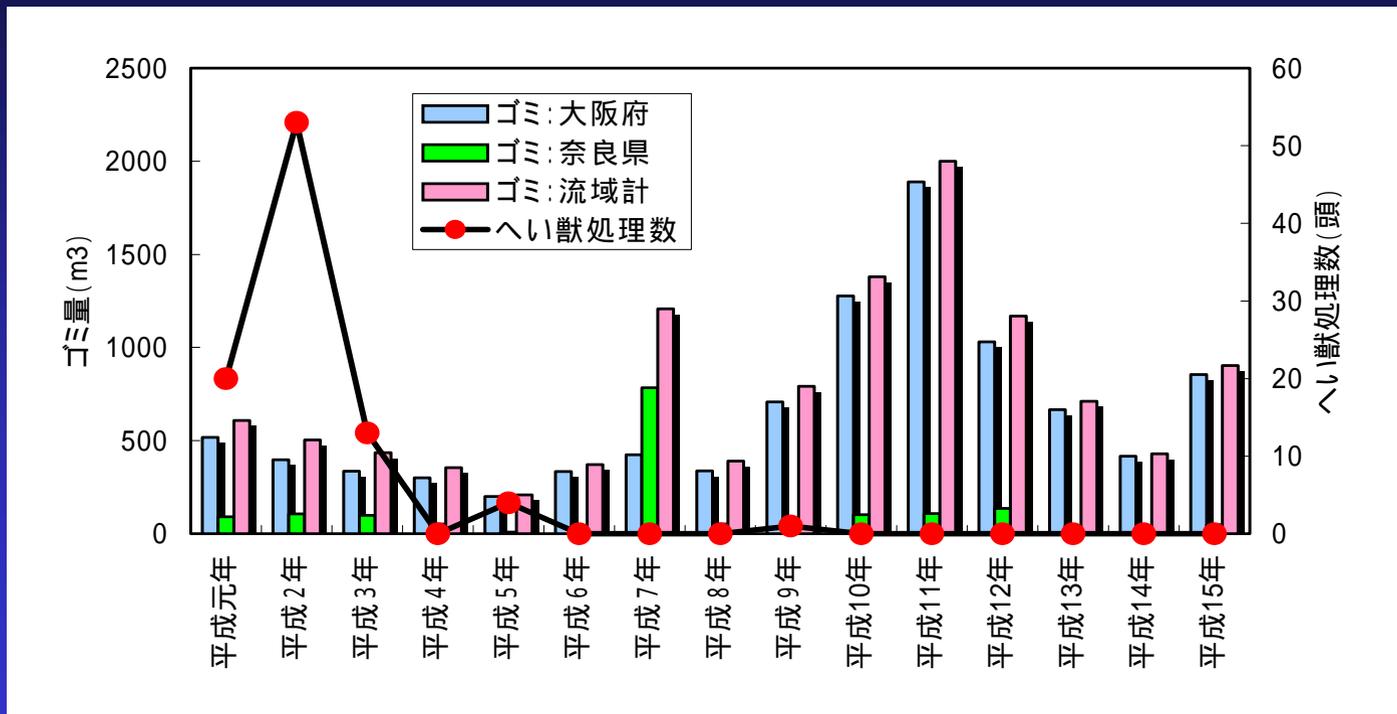
堤防上での不法投棄



河川内の堆積

2-2-8. 現在の不法占用・不法投棄 維持作業における塵芥処理量

・近年、へい獣処理数は減少していますが、不法投棄は解消されていないのが現状です。



注: 出水の頻度、タイミングにより量にばらつきがある。

2-2-8. 現在の不法占用・不法投棄 不法投棄への取り組み

- ・啓発活動、附近住民・生徒児童のみなさんとの清掃活動などを実施しています。
- ・大和川環境整備連絡協議会は、昭和45年から不法投棄による環境悪化防止のためにパトロールや啓発活動を行ってきました。



河川愛護月間における清掃活動



大和川環境整備協議会のキャンペーン活動
H16

2-2-9. 河川敷に居住するホームレス 現状

・大阪府域の大和川本川の河川敷にホームレスが居住しています。



河川敷居住者の分布



河口付近

河川敷居住者数の推移(人)

| H11年度調査 | H12年度調査 | H13年度調査 | H14年度調査 | H15年度調査 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 107 | 97 | 97 | 98 | 97 |

2-2-9. 河川敷に居住するホームレス 取り組み

・ホームレスに関する下記のような様々な取り組みを実施しています。また、いわゆるホームレス自立支援法の制定を受け、関係自治体の福祉部局、占有者等と連携して対応しています。

(1) 注意喚起及び退去指導

1月調査時と出水期前(5月)に注意喚起、ビラ配布等による退去指導を実施。

(2) 関係部局との連携

関係自治体の福祉担当部局と情報交換、あるいは緊急時等に連携して対応。

(3) 退去時の対応

退去するホームレスの住居及び不要品は、本人に片づけるよう指導しているが、退去後のものについては早急に撤去。また、本人が撤去できない場合には承諾書を徴収した後に撤去。

(4) ゴミ対策

ホームレス住居周辺のゴミ散乱等、周辺住民からの苦情が著しい場合の注意・指導・ゴミ撤去。

2-2-10. 河川空間利用のまとめ

- 昭和初期から30年代にかけて地域住民の憩いの場として親しまれる大和川であった
- しかし、流域内の都市化などによる河川の環境悪化が深刻な問題となり、利用が減少した
- 近年では地域の住民の活動・協力により水質も改善され、公園もきれいに整備され徐々に親しみのある大和川に戻りつつある



2003大和川クリーンキャンペーン受賞作品

